

○【別添9】 昭和51年郵政省告示第87号

○ 昭和五十一年郵政省告示第八十七号(電波法施行規則別表第一号の三の第一の表21の項及び第二の表2の項の規定による許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正案

現行

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)別表第一号の三第一の表21の項及び第二の表2の項の規定により、許可を要しない工事設計の軽微な事項を次のように定める。 昭和三十七年郵政省告示第七百六十六号(工事設計の軽微な事項の件)は、廃止する。		(同上)	
1～7 (略)	1～7 (略)	1～7 (同上)	1～7 (同上)
8 総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局(以下この項において「特定実験試験局」という。)の設備又は装置の工事設計の全部若しくは一部分について変更する場合(設備又は装置の全部若しくは一部分について変更の工事を含む。)	8 総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局(以下この項において「特定実験試験局」という。)の設備又は装置の工事設計の全部若しくは一部分について変更する場合(設備又は装置の全部若しくは一部分について変更の工事を含む。)	8 総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局(以下この項において「特定実験試験局」という。)の設備又は装置の工事設計の全部若しくは一部分について変更する場合(設備又は装置の全部若しくは一部分について変更の工事を含む。)	8 総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局(以下この項において「特定実験試験局」という。)の設備又は装置の工事設計の全部若しくは一部分について変更する場合(設備又は装置の全部若しくは一部分について変更の工事を含む。)
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
特定実験試験局の工事設計のうち次に掲げるもの	指定事項の変更を伴わない変更であって、電波の質が設備規則第1章第2節の規定に合致していることを登録検査等事業者による点検により確認を受けた場合	特定実験試験局の工事設計のうち次に掲げるもの	指定事項の変更を伴わない変更であって、電波の質が設備規則第1章第2節の規定に合致していることを登録点検事業者による点検により確認を受けた場合
1 (略)	指定事項の変更を伴わない変更であって、電波の質が設備規則第1章第2節の規定に合致していることを登録検査等事業者による点検により確認を受けた場合	1 (同上)	指定事項の変更を伴わない変更であって、電波の質が設備規則第1章第2節の規定に合致していることを登録点検事業者による点検により確認を受けた場合
2 (略)	指定周波数及び電波の型式並びに空中線電力の変更を伴う変更であって、当該変更が総務大臣が特定実験試験局に割り当てることが可能な周波数及び空中線電力として公示するものの範囲内であり、かつ、電波の質	2 (同上)	指定周波数及び電波の型式並びに空中線電力の変更を伴う変更であって、当該変更が総務大臣が特定実験試験局に割り当てることが可能な周波数及び空中線電力として公示するものの範囲内であり、かつ、電波の質

○【別添9】 昭和51年郵政省告示第87号

9 (略)	が設備規則第1章第2節の規定に合致していることを登録検査等事業者により確認を受けた場合
9 (同上)	が設備規則第1章第2節の規定に合致していることを登録点検事業者により確認を受けた場合